

「自分や家族の為に老後の準備をしたい」

「所得税・住民税の負担を軽減したい」

よい方法、ありませんか・・・？

司法書士国民年金基金
があります！

❖ 約束できるメリット

| | |
|-------------------------------|---|
| 予定利率 1.5% | 加入時期によって決まった予定利率 1.5%(令和 2 年時点)が生涯にわたってずっと適用されます。 |
| 掛金は全額、社会保険料控除 | 支払った掛金は全額、社会保険料控除にできます(所得税・住民税が軽減されます)。 |
| 従事者やご家族分も全部まとめて、資格者本人の控除にできます | 生計を一にする従事者やご家族の掛金も全部まとめて資格者本人の社会保険料控除にできます。 |
| 死亡時は一時金を支給します (全額非課税) | 万一の備えとして、亡くなられた時はご遺族に一時金を支給します。一時金がない B 型もあります。 |
| 困った時、支払いのお休みができます | 掛金の支払が難しい時は、掛金の減額や支払の一時停止ができます。 |

❖ 本職やご家族・従事者の皆様もご加入できます

予定利率 1.5%(固定金利)により、「ご夫婦で老後に必要とされる生活費(約 27 万円)」と、「現実に受取る国民年金(約 13 万円)」との差を補うことができます。さらに、生計を一にするご家族の分もまとめて資格者本人の控除にできます。

❖ 所得税・住民税の負担を軽減します

◇ 受けられる税制優遇

| 掛金納付時(加入時~60 歳まで) | 年金受取時(60 歳もしくは 65 歳~終身) |
|--------------------------------|------------------------------|
| 社会保険料控除(全額:年間上限 816,000 円/1 名) | 年金:公的年金等控除 死亡時の遺族一時金:非課税(全額) |

◇ 課税所得額が 400 万円で、当基金の掛金年額が 30 万円の場合、所得税+住民税で合計約 9 万円の負担を軽減することができます(支払額は実質約 21 万円で済みます)。 ※所得税・復興特別所得税の合計税率を 20.42%、住民税を 10%で計算した場合。

存命中ずっと定期的に決まったお金を受け取れる「終身年金こそが最も安心な備え」です。「予定利率 1.5% 固定金利」と「税制優遇」で負担を軽減しながら、安心して迎えるゆとりのある老後への備えをお早めに準備してみてもいかがでしょうか。

司法書士国民年金基金

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号 TEL03-3341-2561/FAX03-3341-4130

ホームページ://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/ メールアドレス:nenkin@sknkikin.or.jp